

飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月22日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第38号

飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第3項の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払いとみなす。